

○四日市港港湾区域

(昭和 46 年 3 月 19 日)

改正 平成 14 年 4 月 1 日

平成 17 年 2 月 7 日

四日市港の港湾区域を運輸大臣の認可を受けて変更したから、港湾法(昭和 25 年法律第 218 号)第 33 条第 2 項において準用する同法第 9 条第 1 項の規定により、変更後の四日市港港湾区域を次のとおり広告する。

なお、昭和 41 年 4 月 1 日に広告した四日市港の港湾区域に係る規定は廃止する。

1 変更後の港湾区域

三重郡川越町員弁川右岸の基点(北緯 35 度 1 分 29 秒、東経 136 度 41 分 45 秒)、同地点から 158 度 45 分 5,150 メートルの地点、同地点から 135 度 1,290 メートルの地点、鈴鹿市と四日市市楠町との境界海岸(北緯 34 度 54 分 6 秒、東経 136 度 38 分 28 秒)から 90 度 6,000 メートルの地点及び同境界海岸地点を順次に結んだ線と陸岸により囲まれた海面並びに海蔵川三重橋、三滝川大協橋、天白川大井の川橋及び鈴鹿川右岸導流堤突端と左岸堤防基標とを結んだ線各下流の河川水面。

ただし、漁港法の規定により指定された川越漁港、磯津漁港及び楠漁港の区域を除く。

2 変更年月日

昭和 46 年 3 月 19 日